

記述標準化の前提について

——ISAD(G)と記録史料記述と目録——

長 沢 洋

【要約】 ISAD(G)にもとづいて標準化される「記録史料記述」は、自己完結的で首尾一貫した記述となるために、また国際的な情報交換を容易にするため、普遍的な規則に従った構造を持たなければならない。これに対して、印刷刊行されることの多い「成果物としての目録」は、一般読者（利用者）にとっての「分かりやすさ」を実現するために、「記録史料記述」の標準化とは異なった固有の方法意識（史料群の性格に応じた表現上の工夫）を必要とする。この二つは、前者がもとになって後者が作られるという関係にある。記述の標準化を図るには、これら「記録史料記述」と「成果物としての目録」とを意識的に分離し、ISAD(G)の直接的な効力は前者に対してのみ及ぶと考えるべきである。また、標準化された記述を記録するための「器」を定めることが必要である。

はじめに

ICA 記述標準特別委員会が1994年に発表したISAD(G)——『国際標準記録史料記述 一般原則』*General International Standard Archival Description*——は、その翌年に青山英幸氏の解説と森本祥子氏の翻訳で『記録と史料』6号に紹介された¹⁾。これを契機に、以後、記録史料記述の国際標準化という問題は日本国内の史料管理論、目録論においても重要な一分野を占めるに至った。

ISAD(G)を採用した記述実験はその代表的なものである。これまでに青山英幸氏²⁾、森本祥子氏^{3,4)}、安藤正人氏⁵⁾によって四つの実験が行われ、その成果が報告されている。この三氏の仕事は、記述実験の報告であると同時に、ISAD(G)の実践的な解説——単なる紹介ではなく、標準化の背後にある

考え方への深い洞察にもとづいた解説——となっているところに特徴がある。従って、これらの仕事によってもたらされた恩恵は、第一に、ISAD(G)そのものの理解が広め（かつ深め）られたこと、第二に、日本でも国際標準の採用が可能であることが示されたこと、第三に、実際の記述にあたっての諸問題が具体的に指摘されたこと、第四に、独自の目録慣行を持つ我が国において国際標準に対応するには、検索手段についての考え方の転換が必要であることが示されたこと、にある。

本稿は、これら先学に学ぶところが大きいですが、ISAD(G)にもとづいた記録史料記述標準化の実験を行なおうとするものではない。本稿の目的は、記述標準化そのものではなく「標準化のための前提」について私見を述べることである。

すでに複数の記述実験が報告され、具体的な記述上の問題点も提示されているのに、今さら「標準化の前提」について論ずるのは場違いで無意味なことかもしれない。

しかし、たとえば、三氏がそれぞれの論考の中で〈標準〉と〈記述〉との関係をどのように考えていたかといった問題——しかもかなり基本的な問題——などは、なかなか微妙なのである。少なくとも筆者にはそう思える。三氏が使用した言葉に注目すれば、筆者の感じたところが理解してもらえるだろう。

記述実験を行うにあたって、三氏とも、ISAD(G)に（あるいはISAD(G)を）「どう」したのかをあらかじめ述べて、自らの立場を説明している。青山氏は「準拠」と説明し、森本氏は「適用」という言葉を選んで論考の表題に掲げた。安藤氏は「忠実な適用実験ではなく」と断った上で、「あくまでも『準用』」とその立場を表明した。

これらの言葉は同じ考えを述べているのだろうか。少しづつ違った立場を述べているのだろうか。青山氏の言う「準拠」と安藤氏の言う「準用」に違いはあるのだろうか。森本氏の「適用」は、安藤氏が採用しなかった「忠実な適用」という方法とは（記述の結果ではなく、立場として）異なっているのだろうか。三氏の違いは単なる言葉のアヤ、もしくは理論的に無視しうる

程度のニュアンスの違いでしかないのだろうか。

念のために断っておくけれども、この点に関する三氏の立場・考えの違いにこだわることは本稿の趣旨ではない。記述の標準化を行なうにあたっては、記述そのものの具体的な問題点以前に明らかにしておかなければならないことがある、というのが本稿の問題意識である。言うまでもないが、これは、国際標準を我が国が採用することの是非を考えるなどといった国粋主義的(?)な話ではない。むしろ標準化を実のあるものにするために、〈標準〉とか〈記述〉とか〈目録〉についての考え方を整理しておく必要があるという立場なのである（あまり適当ではないと承知しながら、三氏の選んだ言葉の相違を取り上げたのも、以上のような問題意識を説明するためである）。

このような問題は既に充分議論されて全く自明の事柄になっているのではないかと突っ込まれそうだが、三氏の仕事に導かれつつ、考えるところを述べることにしたい。

なお、ISAD(G)の解釈について本稿はある仮定に立っているが、それについては最後に説明することにする。

1 安藤氏の指摘した問題とISAD(G)の見直し意見

本論への導入として、最も遅く発表された安藤氏の論考⁵⁾が提示した具体的な問題を最初に取りあげる。実際、この安藤氏の考察は、後に全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）と記録史料情報管理論研究会がICA記述標準化委員会に提出した「ISAD(G)の見直しに関する意見」⁶⁾にも生かされており、重要なものである。

安藤氏がまず指摘しているのは、構造structureの提示をどうするかという問題である。氏によれば、記録史料記述は、その記述単位がどのような下部単位から構成されているかを、記録史料群の発生母体である組織体や個人の活動の歴史と関わらせて分かりやすく説明しなければならないが、ISAD(G)は「構造」について述べるところが薄い、というのである。この問題を解決

するために、安藤氏は「範囲と内容／要約」（3.3.1）と「整理の方法」（3.3.4）を一つにまとめ、新しい項目「文書群の構造と内容」を立てるという方法を採用している。

ここで注目したいのは、「分かりやすく説明する」という言葉である。この「分かる」という言葉の主語は、もちろん一般読者（利用者）であろう。確かに、安藤氏のとった解決法によって、読者はより分かりやすい記述を手に入れることができる。

ここには、ある自明とされた仮定が存在していると筆者は考える（注目するのもそのためである）。氏の言うとおり、今のISAD(G)の規程と其中で掲げられている事例では、「組織歴／履歴」（3.2.2）と「範囲と内容／要約」（3.3.1）をあわせ読まないと記録史料群の構造をよく理解できない、というのが実情である。しかし、屁理屈を言うようであるが、必要な情報がすべて記述されているのであれば、「あわせ読む」ことで、読者は的確な理解を得られるはずではないだろうか。従って、ここで安藤氏が仮定しているのは、そのような「あわせ読む」労力、あるいは記述読解上の技能を一般読者に求めるのは不適切である、という認識である。言葉にすれば身も蓋もないが、このような仮定がなされているのは確かである。もちろん筆者も安藤氏と同じ認識を持つ。

この仮定は、また年代記述について氏が述べるところにもよく表れている。ISAD(G)は「記述単位に含まれる資料の作成年月日」（3.1.3）の他に「記述単位の年代域」（3.2.3）も設けている。しかし、これらを二つとも独立項目として記述すると、「二種類の年代が並び、利用者には極めてわかりづらくなるという問題が生じる」と、氏は指摘し、「記述単位の年代域」を「構造と内容」の項目の中に組み込むことで、その解決を図っている。安藤氏の論は一つ一つ丁寧かつ説得的であり、ISAD(G)そのままに標準化された記述を読解する高度な技能を、読者（利用者）に求めるのは無理であるという仮定は、全く正当なものであると筆者も考える。

ところで、これらを含め記述上の諸問題を解決するにあたっては、氏の立場が、ISAD(G)の「忠実な適用」ではなく「準用」であることがプラスに

働いていると考える（「準用」であれば記述に柔軟な工夫を施すことがそれだけ可能になる）。しかし、構造structureを分かりやすく提示するという問題は、のちにISAD(G)そのものの見直しに関する意見へとつながっており、単に記述上の工夫といった次元にとどまらない重要な問題提起へと発展している。

1998年9月に全史料協と記録史料情報管理論研究会がICA記述標準化委員会に提出した文書⁶⁾には、次のようにあって、安藤氏の指摘が大きく生かされている。

(2) 3.3〈内容および構造のエリア〉について

このエリアにとって重要なことは、記述単位の構造（フォンドがどのようなサブフォンドから構成されているか、サブフォンドがどのようなシリーズから構成されているか）を、3.2.2（組織歴／履歴）と関わらせて分かりやすく示すことであるが、ISAD(G)ではその点が明確に指示されていない。3.3.1（範囲と内容／要約）または3.3.4（整理の方法）に付け加えるべきか、あるいは新たな項目を設けるなどの方法によって、「記述単位の構造」を記述要素に入れるべきである。なおその際、記述単位の構造を図によって示すことも許されてよい。

この意見が受け入れられ、ISAD(G)の改訂に生かされることを筆者も望む。記録史料記述が複数の記述単位から成り、それらの各記述単位相互には、ISAD(G)の付図が表現するような重層的な上下関係という構造がある以上、その構造を的確に提示することは、記録史料記述に求められる最も基本的な役割であると考ええるからである。

しかしながら、この意見の前段部分に筆者は少々違和感を持つ。安藤氏が具体的な記述実験の中から指摘した問題点や、そこで仮定された認識には同感であるが、「分かりやすく」という判断基準がISAD(G)見直しの意見に掲げられることには、正直言って違和感がある。

この違和感の理由を理屈立てて説明することが、本稿の中心的な内容になる。

2 記録史料記述の位置付け

ここでは、史料整理という行為と、標準化されるべき記録史料記述との関係——〈記述〉の位置付け——について私見を述べる。

史料の整理には「分析的整理」と「物理的整理」の二つの側面があると言われる⁷⁾。「分析的整理」は、また「情報の整理」とも言われており⁸⁾、これから明らかなように、史料整理とは、整理者によって情報が生み出される行為のことである。この行為（＝整理）は、ある過程（プロセス）と考えるべきであって、その中で様々な情報が順を追って生成されてゆく——少なくともそうあらねばならない——。これが大方の共通理解であろう。

言うまでもなく、標準化された記録史料記述は、この情報生成の過程と無関係ではなく、これを超越した特殊な存在でもない。〈記述〉がこの過程の中で、どのような位置にあるのかをまず明確にしたい。

現在では、史料整理は段階的な考えに従って行われるべきものとされている。安藤氏⁹⁾によって提案された図1のような四段階が、段階的整理の最も

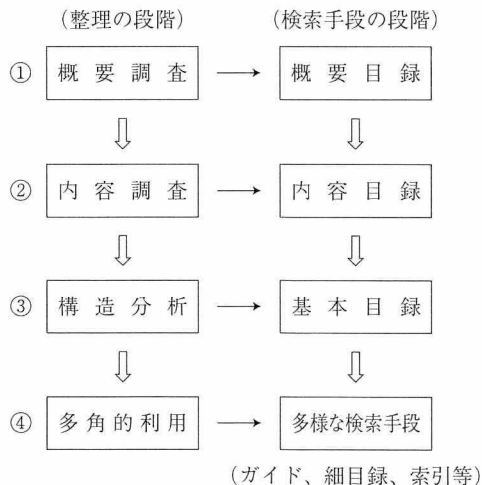


図1 段階的整理

普遍的な考え方であろう。各段階は、整理という一連の過程の中で果たす役割がそれぞれ異なるので、当然そこで行われる行為もまたそれぞれに異なっている。

しかし、情報の生成という側面に注目した場合、各段階には共通した手順の枠組みを見出すことができると考える。筆者の理解では、この枠組みは、〈対象物〉、〈情報〉、〈成果物〉という三つのモノと、それらをつなぐ二つの〈行為〉から成っている。図で示せば次のようなものである。

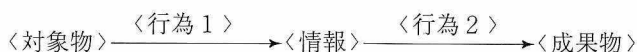


図2 整理の枠組み

〈対象物〉には、史料そのものをはじめ、整理という分析作業の素材となるものすべてが含まれる。この〈対象物〉に対して〈行為1〉が行われ、その結果〈情報〉が生成される。さらに、この〈情報〉に対して〈行為2〉が行われ、〈成果物〉が作られる、というのがこの図の言わんとするところである。〈対象物〉と〈成果物〉は具体性（実体性）があるもので、想像するのは容易であるが、〈情報〉はやや抽象的で理解しにくいかもしれない。しかしここが最も肝心である。

具体的な整理段階にあてはめて考えることにするが、「記録史料記述の標準化」に関して問題にすべきなのは、図1に示された「構造分析」の段階である。記録史料記述の定義からそのように判断する。ISAD(G)および、そのもとになった『マドリッド原則』によれば、記録史料記述とは

当該記録史料の特定に役立つ情報、および、その記録史料がどのようなコンテキストや記録システムのもとで生み出されたのかを知るのに役立つ情報を拾い出し、これらを照合し、分析し、編成するというプロセス⁵⁾

によって創られるものとされている。このような作業——特に照合・分析・編成——は、「構造分析」の段階を待って初めて本格的に行われるもの

であろう。実際、青山・森本・安藤の三氏とも、文書群の構造を復元した段階での記述を実験の対象としている²⁻⁵⁾。

図2をこの段階にあてはめると、まず〈対象物〉に該当するのは、史料そのものと、それ以前の段階で作られた〈情報〉〈成果物〉などである。より具体的に言えば、史料と、整理用カードの山（あるいは詳細なリストである内容目録）、およびそれを作る過程で書きためたノート類や他の参考資料、ということになるだろうか。これらを素材にして整理者は「構造分析」という名の〈行為1〉を行うことになる。その結果、生み出される〈情報〉こそが記録史料記述にはかならない。この記録史料記述から更に作られる〈成果物〉は、史料保存機関の責任で公にされる印刷目録である。いわゆる基本目録と呼ばれるものに、これが相当する。

この印刷目録の本質は、一般利用者に読まれることを直接かつ第一の目的として作られる、という点にある。このような本質（あるいは定義）に合致する〈成果物〉としての目録は、その性質上、印刷刊行されることが多いが、もちろん狭い意味での「印刷」のみにこだわるわけではない。1部だけプリントされて（もしくはコピーされて）、史料保存利用機関の閲覧室に開架で置かれる、という形態であっても、あるいはそれ以外の形態——たとえばWWWなどオンラインでの公開——であっても、少しも構わない。公開する（つまりpublishする）ことを第一の目的に作られた目録であればそれでよい。あえて〈印刷目録〉と呼ぶのはそのためである。このような〈印刷目録〉をつくる〈行為2〉をうまく説明する言葉は思いつかないが、仮に「編集」としておく。

以上の考えを先の図2にあてはめて具体的に図示すれば、次のようになる。



図3 構造分析段階の整理枠組み

史料整理に対するこのような捉え方は、生成されるモノを〈情報〉と〈成果物〉の二つに分けるという点に特徴があるが、あまりに形式的で煩雑だと

いう印象を与えるかもしれない。「構造分析」が行われれば、そこで出来るのは基本目録であり、何も分離する必要はないというのが常識であろう。たとえば、青山氏²⁾が

この実験を行う目的は、国際的な記録史料の情報交換を目的としている規則を将来日本においても導入する必要があること、そしてその規則による目録とは一体どのようなものになるのであろうかという点を少しでも明らかにする……

と記すとき、ここに現れる「目録」とは、「記録史料記述」と置き換えが可能な言葉である。ごく普通に使われる「目録記述」という言葉も、おそらく「記録史料記述」と「目録」（大抵は成果物である）との同索性・一体性を示している。また、「構造分析」以前の段階——概要調査や内容調査の段階——においても、（実際の整理方法によりけりだが）、〈情報〉と〈成果物〉の区分はあいまいであることが多いと思う。

しかし、ここで考えているのは現実的な整理手順よりも、ある理念的なモデルである。これは次のように説明すれば、より分かりやすいかもしれない。

安藤氏はかつて史料整理の目的について次のように述べた¹⁰⁾。

「出所原則」と「原秩序（原配列）尊重の原則」にもとづく史料整理とは、結局のところ、「史料群の階層構造」を再構成し、呈示することにほかならない。

ここではいみじくも二つの言葉——「再構成」と「呈示」——によって史料整理が表現されている。これらを別々の行為と見なすのが、上記の枠組みの考え方なのである（ただし、これは筆者なりの解釈のしかたであって、安藤氏がこれら二つの言葉にどのような意味を与えていたかは別問題である）。

実際の作業においても、文書群の構造復元が直ちに〈印刷目録〉の原稿書き、あるいは公開用データベースのデータ構築・入力と一致することは、多分ないと思う。必ずその間には、情報生成に関わる何らかの手順が入る——入らないと不都合が生じる——はずである。もちろんこのような実際面だけ

にもとづいて、〈記録史料記述〉と〈印刷目録〉を分離したわけではない。これは、より理念的な考え方に従った解釈であり、追って述べるように、このような理解のほうが標準化を図る上では有利になると考える。

なお、これまでの実験例のうち安藤氏のものは、すでに〈印刷目録〉が完成されている文書群について〈記述〉を作成したものであるが、もちろんこれは実験だからであって、実際は理論的にも現実的にも、これと逆でなければならない。

ところで、記録史料記述の以上のような位置付け方は、記述というものをかなり狭く捉えたものであることに留意が必要である。「記録史料記述」という用語の最も広義の意味を述べているのは、『マドリッド原則』の序文P.5である。当該部分を大雑把に意識すれば、次のようになるだろうか*。

最も広義の用法では、「記録史料記述」という術語の意味するものは、史料についての情報の諸要素すべてに及ぶものであり、それが史料管理のどの段階で確認（確定）されたものであるかは問わない。

この広義の解釈に従えば、記録史料記述とは、「構造分析」の段階ではじめてつくられるものではなく、それ以外の段階において生み出される〈情報〉や〈成果物〉もすべて含むことになる。史料を管理し利用に供する上で必要な情報のすべて、史料を特定したり、それについての知識を得るのに役立つ情報のすべて——すなわち、整理によって生成され、検索手段として生かされうる情報のすべて——を、記録史料記述と見なしうるのである。

しかし、〈すべての記述〉を含むこのような解釈は、全体的な標準化の試み——ISAD(G)はその重要な一部を構成する——に対応するものであって、ISAD(G)にもとづいた記述標準化という局所的な問題では、記録史料記述はより限定的に捉えるべきであると考ええる。上述のように、青山・森本・安藤三氏の仕事でも、構造を復元した記述を実験の対象にするところは共通し

* 『マドリッド原則』*Statement of Principles Regarding Archival Description*の全文を筆者は未見である。本稿では参考文献11に引用されているものに依拠した。

ている。

3 ISAD(G)と〈印刷目録〉

さて、「構造分析」の段階を以上のような枠組みで考えるとすると、ISAD(G)の効力が直接及ぶ対象は、——すなわちISAD(G)にもとづいて標準化されるべきは——〈情報〉（＝記録史料記述）の部分であると筆者は考える。〈印刷目録〉はISAD(G)の影響をもちろん受けるけれども、それは間接的なものであつて、直接その効力下には置かれたいと見る。というのも〈印刷目録〉は、その本質上、ISAD(G)の規程から、はみ出さざるを得ないことがあるからである。

たとえば、記述の非重複という規則である。周知のとおり、ISAD(G)は上位のレベルで記述した情報を下位のレベルでくり返してはならないと定めている（2.4）。これは少しでも重複があつてはいけないという意味ではなく、無意味な重複を避けるという趣旨であろうが、記録史料記述全体に構造上の論理的整合性を保たせるためには、合理的な規程である。

しかし、〈印刷目録〉では、整合性保持を理由に重複をタブーとすることは必ずしも求められない。重要なこと・必要なことを、読者に、間違いなく、確実に伝えるためには、むしろ重複（くり返し）は、不可欠な方法とさえ言えるだろう。論文などで、よく「前節で述べたように…」などと、論旨にとって重要な点をくり返すことがあるが、それと同様なものと考えればよい。読者に読まれることを直接の目的とするものには共通する方法である。もちろん〈印刷目録〉においても、無意味な重複は排除されねばならないが、その場合の「無意味さ」の判断基準は、もはや記述全体の論理的整合性ではないであろう。

もうひとつ例をあげる。

フォンド全体がいくつかの記述単位から構成されているという前提のもとに、ISAD(G)はマルチレベルの記述規則を定めている。各記述単位は、それぞれレベルを明らかにして記述しなければならないとされているが、各レ

ベルにはサブレベル・サブサブレベルを必要だけつくることも許されており、文書群の構造に応じた柔軟な記述が可能な仕組みになっている。正確な representation であることを記録史料記述に求めるのであれば、文書群の構造を正確に記述できるこのような柔軟さは当然である。

ただし、各記述単位がフォンドの中でどのレベルに属するかといった問題は、厳密に考えられていると筆者は理解する。たとえば、同一フォンド内において、異なったレベルに属するものを同じレベルとして記述すること、あるいは同じレベルのものを異なったレベルに置くことなどは許されない、という立場で ISAD(G) は定められている、というのが筆者の理解である。実際、そうでないと情報交換を容易にするという目的はきわめて困難になる。ISAD(G) の付図の描かれ方には、記述単位のレベルに対するこのような厳密な考えが反映されていると考える。

これに対して、〈印刷目録〉では事情が異なり、記述単位のレベルの設定のしかたは、かなり自在なものとなる。实例として、安藤氏の作成した越後国頸城郡岩手村佐藤家文書目録を取りあげる。安藤氏は、この文書群を構成するサブフォンド「岩手組組合村文書」の下に、大肝煎の機能にもとづいた七つのシリーズ（a～g）を設定している。注目したいのは、このシリーズ中の末尾に位置する g「その他の組合村行政事務」である。ここには「村況」以下七つの項目が含まれるとされる。普通に考えれば、これらの下位項目はサブシリーズとなるのであるが、安藤氏は次のように説明する¹²⁾。

この七項目を g として一括したのは、関連文書の残存量が比較的少ないという便宜上の理由によるものであって、必ずしも、これらの職務が a～f に掲げた職務に比べて低い位置に置かれていたという判断にもとづくものではない。

この説明から言えるのは、もし七つの項目に属する文書がたまたま多く残存していたならば、これらは a～f の各シリーズと同じレベルに「格上げ」されていた、ということであろう。安藤氏が行った処置は、残存文書量の少ないシリーズをまとめてひとつの項目（単位）をつくり、それを他のシリー

ズと同じレベルに置くというものである。念のために言えば、筆者は安藤氏のこの処置を批判しているのではない。むしろ、このようにして見かけ上のシリーズの数を減らしたのは、適切な工夫であったと考える。構成上の煩雑さが回避され、利用者にとってより分かりやすい目録になっているからである。しかし、残存量の多寡という、どちらかといえば偶然に左右される条件によって、ある項目（単位）がシリーズになったりその下位レベルになったりすることは、文書群の正確な構造を写し取るべき〈記録史料記述〉には認められないと考える。

この安藤氏の目録の例からも明らかなように、〈印刷目録〉では、記述単位のレベル設定のしかたには厳密さよりも自在さが求められるのである。

以上、〈印刷目録〉がISAD(G)の規程や趣旨から逸脱する場合を二つあげた。先述の図3における「編集」という行為の意味は、ここに至って自ずと明らかになったと考える。読者への伝達性、読者にとっての分かりやすさ、読みやすさ（可読性）を十分に保証すること、これこそが「編集」の目的にほかならない。図3で分離した〈記録史料記述〉と〈印刷目録〉を対比的に言い表わすならば、前者は、普遍的な規則に従って構造化されたデータであって、正確な representation であることが求められるもの、後者は、読者のために何がしかの工夫をもって表現された情報であって、読まれることを第一の目的とするもの、と言えるだろう。

〈印刷目録〉の作成において表現上の工夫が必要とされる一般的な理由として考えるのは、次のような事情である（上述の例も含めて述べる）。これら以下に掲げる諸事情が示しているのは、〈印刷目録〉は、〈記録史料記述〉に規定されつつも、それとは異なる固有の方法意識にもとづいて作成されるものである、という事実である。

第一。文書群の構造を正確に反映して目録を編成した場合、煩雑になって読者には分かりにくくなることがある。たとえば、アイテムの数に比べてシリーズ等の上位レベルの数が特に多い、あるいはひとつのシリーズに全アイテムの大半が含まれる、などのケースでは、あまり正直に〈印刷目録〉をつ

くると、正確ではあるが分かりにくい——というより正確であるが故に分かりにくい——目録になってしまう。このような時は、〈記録史料記述〉によって正確に定められた記述単位を適宜操作して分かりやすい構成の目録にするのが普通である。上記の安藤氏の目録がその例であり、青山氏の記述実験²⁾にも実例を見出せる。

箱館奉行文書のレベル2.5（サブサブフォンド）を設定するにあたって、青山氏は、築立地御普請掛と居留地築立掛、および英館御普請掛と亜館御普請掛をそれぞれ合体させている。これらは本来それぞれ独立項目とすべき——つまり独立した記述単位として扱うべき——であるが、「煩瑣をさける」ために合体させたとは氏は説明しており、この処置が目録表現上の工夫であることを示している。

第二。記録史料記述（＝正確な representation）としては必要ではないが、読者（利用者）にとって有用な参考情報が〈印刷目録〉には求められる。その代表的なものは図表の類である。特に地図などがこれにあてはまることが多い。ここは筆者自身の例をあげるけれども、かつて安芸国高宮郡内の庄屋文書の目録をつくった際、最初に広島藩領の全体図と高宮郡の略図を掲げたことがある。その意図は「利用者の参考のため」である。文書群を特定したり、その成り立ちを正確に説明したりするのが目的の〈記録史料記述〉であるならば、記述本体の中で地名についての的確な情報が与えられていればそれでよく、それをわざわざ地図にして見せる必然性は乏しい。しかし、〈印刷目録〉は、それを手にとって読む利用者の便宜を考えてつくるものであり、参考地図などを添えるのは望ましいことである。これは地図に限ったことでなく、図表という、何かを分かりやすく表示したもの全般にあてはまる。

もちろん、図表であっても単なる参考情報ではなく、記録史料記述それ自体に必須のものはある。たとえば、ある組織の変遷図、職務一覧表、系図類などは、文書群の成り立ちについての的確な説明を与える上で不可欠の情報である*。

また、たとえば次のような場合もある。ある組織の存続期間が必ずしも自

* 安藤氏が「記述の中に図表を入れることはできないか」⁵⁾と述べているのは、これらの情報のことである。

明ではなく、それを明らかにするためには特別な考察が必要で、整理者によってその考察が行われた、という場合を考えてみる。標準化された記録史料記述であれば、そのような考察は記述の外に置き、記述本体には結論のみが書かれて、考察の所在を示す参照情報がそこに付け加えられるという形態が妥当である。しかし〈印刷目録〉では、(その媒体にもよるが)、考察を目録自体に取り込んで補注のような形で載せるのが、目録読者に対しては親切であろう。

第三。〈印刷目録〉では、説明の都合上、ISAD(G)が定める記述の各要素を合体させることがある。

安藤氏の記述実験では、1節で述べたように、いくつかの記述要素を合体させることで、読者にとっての分かりやすさを実現している。ISAD(G)の定める各記述要素を一つ一つ真っ正直に独立の項目としたのでは、理解しやすいものできないのは氏が指摘するとおりである。

しかし、ある史料群の目録には適切な合体のやり方であっても、全く性格の異なる別の史料群では、そのような合体をする必要がない、むしろ、そうしないほうが分かりやすいということは充分ありうる*。記述要素の合体は分かりやすさのための表現上の工夫であり、史料群の性格次第でいろいろな仕方があると考えべきものである。従って、分かりやすさに価値を置く〈印刷目録〉では、ISAD(G)の掲げる記述要素は記述項目と同義ではなく、要素elementという文字通りの意味に理解されなければならない。

これに対し、記録史料記述では、各要素をそのまま各項目として扱わなければならないと考える。そうしないと、情報(記述)の相互交換はほとんど不可能になってしまうであろう。

ここで述べていることは、ISAD(G)のカスタマイズという問題とは異なる。各国(または各言語圏)でISAD(G)を受け入れる際には、記述要素に独自の変形を加える(カスタマイズする)ことがあるが、記述要素の合体という問題は、こ

* もし、あらゆる史料群に適用できる(また適用すべきである)ような合体の仕方が見出されたとしたならば、それはISAD(G)の規程そのものに対する見直しを迫ることになるであろう。安藤氏は別にそこまで主張しているのではないと思う。

れとは以下の二重の意味で異なる。

その一。各国（各言語圏）の中で普遍的に通用する標準化の規則を作ることがカスタマイズであるのに対し、記述要素の合体は上述のように個別の目録における表現の工夫に属することがらである。

その二。記述要素の合体は、ISAD(G)の定める26の要素を見かけ上減らすものであるのに対し、カスタマイズはむしろ要素を増やすものだという点である。国際的な情報交換の便宜性を維持しながら、記述要素に変更を加えるのであれば、要素の数を減らすことは論理的に不可能であり、定められた要素をどのように分割するか（増やすか）がカスタマイズの問題になる。全史料協と記録史料情報管理理論研究会の意見書⁶⁾が述べるカスタマイズも、このような意味のものである。

第四。これは表現上のレトリックに属することであるが、〈印刷目録〉では、それ（史料）が「何であるか」を説明するだけでなく、「何でないか」も説明したほうがよい場合がある。このような表現技巧は読者の予断や思い込みを想定したものであり、むやみに使うことは望ましくないが、読者に正確な理解を伝達するという点で〈印刷目録〉の目的に適うものである。一方の〈記録史料記述〉では、「何であるか*」が規則に従って正確に記述されていればそれでよく、上記のような発想はお呼びではない。また、情報の重複という先述した問題も、〈印刷目録〉の表現技巧に関わることがらである。

以上に掲げた編成上および表現上の工夫は、一般化して述べてはいるが、実際面でどのように（またどの程度）適用すべきかを、普遍的な規則に仕立てること——すなわちISAD(G)の適用方法という問題に直接結びつけること——は困難であると考ええる。結局、上述の点は次のようにまとめることができる。

〈記録史料記述〉に必要なことは、正確な representation であること、かつ、標準化されていることであって、それさえ適切に実現されていれば、構成が煩雑であっても、見かけ上バランスが悪くても、記述が少々不親切であっても、何ら問題はない。これに対し、〈印刷目録〉を作るとは、読者への伝達

* これは史料の内容 content に関わる情報であり、もちろん別に context に関する情報が必要である。

性、読者にとっての可読性・便宜性を考えることであって、たとえば、項目（記述単位）を自在に編成し、また、参考になる図表や補注を付け、定められた記述要素を適宜合体し、重複説明や否定表現などのテクニックを使う、などの固有の方法意識（＝「編集」）が必要とされる。これは、正確な representation としての〈記録史料記述〉を情報源として行う二次的な著作行為と呼ぶべきものである。

ISAD(G)を適用して「標準化された目録」を作るという単純明快な立場にしてみれば、以上のような考えは無意味な理屈に思えるかもしれない。しかし、この考えの背後にあるのは、標準化の思想と〈印刷目録〉作成上の固有の方法意識とは究極的には矛盾するものである、という認識である。〈印刷目録〉は一般読者を想定するが故に、時には形式的な正確さや論理的整合性を犠牲にしてまでも分かりやすさを追求する。このような意識は、目録を書く人であれば誰でも自然に持つものであろう。

しかし、標準化された記録史料記述をつくるという場に、〈印刷目録〉固有の方法意識を（意図せずして）持ち込むことは、標準化の利点——矛盾や無意味な重複のない representation としての正確さ、論理的首尾一貫性、情報交換の容易さ、等々——を損なうことにはしないかと、筆者は危惧する。〈記録史料記述〉と〈印刷目録〉を分離するという考えの真の理由はここにある。

一般的に言って、目録を書くという行為には、各国・各地域でそれぞれに伝統や慣習がある。ISAD(G)は、普遍化されてはいるが、主に欧米における目録規則の伝統（のいくつか）に従うところが多いと考える。従って欧米では、ISAD(G)にもとづいた記録史料記述と、読者に提供される基本的な検索手段（＝目録）とは比較的なだらかにつながりやすい*。しかし、欧米とは異なる目録慣習を持つ国では、ISAD(G)の採用に際し、意識的に〈記

* 「欧米では」と一括りにする乱暴さはひとまず措く。

録史料記述」と〈成果物としての目録〉とを分離させることが必要だと筆者は考える。これは伝統的な目録を守るためではない。記述標準化を推進し、維持するためなのである。

4 記録史料記述と検索手段

本節では、標準化された記録史料記述と、成果物としてのいろいろな検索手段との関係について述べ、あわせて、標準化のために必要な方途も考えたい。

「構造分析」の段階以後に作られ、一般利用者に提供される主たる検索手段は〈印刷目録〉であるが、これは必ずしも単一の姿形をしているとは限らない。文字通り印刷されて刊行されるものや、それとは別に（同時に）オンラインで公開される目録もありうるだろう。検索手段としての成果物は、他にも所蔵史料ガイドや特別ナリスト、索引などがあり、これらもまた、紙の印刷物だけでなく電子的なデータのまま公開されることも当然ありうる。このように様々な成果物が作成されるが、これらはすべて、「標準化された記録史料記述」を共通の情報源として作られた二次的な著作物と見なすべきものである。〈印刷目録〉が基本目録として丁寧に作ってあっても、正確な representation と真に呼びうるのは〈記録史料記述〉のみである。これを図示すれば図4のように表せる。

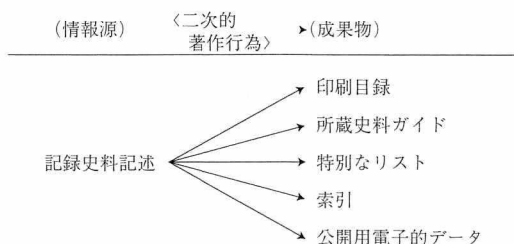


図4 記録史料記述と各種成果物

後に述べるように、記録史料記述自体もオンラインなどの手段で公開されるべきものであるから、この図で、電子データを記録史料記述からの二次的著作物とするのは不自然に見えるかもしれない。しかし、オンラインで公開するといっても、データはただ一つのものとは限らない。たとえば、同じ内容のものを、SGML、HTML、XMLのいずれでも記述して公開するなどのことは十分に考えられるのであって、そのような場合、どれが真の意味での情報源（origin）で、どれがその派生物なのかは明確に区別されなければならない。この点からも明らかなように、情報源としての〈記録史料記述〉は単一のものとして存在しなければならないと考える。

念のために言えば、これは記述を固定的なものとして捉えているのではない。記録史料記述そのものは、訂正が日常的に行われ、史料自体の分析的研究が進めば全体の編成をやり直すこともありうる。決して固定化された「聖典」ではない。また、滅多にないことであろうが、ISAD(G)に重大な改訂があれば、それに合わせて書き直すことも考えられる。

しかし、それらはいずれも古いものを捨てる“更新”であって、任意の時点におけるある文書群の記録史料記述は、確定されたものがあるならば、それは常にただ一つのものでなければならない。このような単一性にこだわる理由はほかでもない。標準化された記録史料記述には、「情報としての典拠性」がなければならないと考えるからである。

記録史料記述の標準化という考えがないと、典拠性という発想は乏しくなる。従来のやり方で最も普通なのは、史料を整理してカード（あるいはリスト）を作り、それからいろいろ編成を行いながら目録用の原稿を書き、それが〈印刷目録〉となる、という形であろう。この場合、「カード（リスト）」と「原稿」と「完成品としての目録」という三種類の情報が存在することになるが、これらは三つとも少しずつ異なった情報となっているのが普通である。原稿は、項目編成を行って解説を書くものであるから、それだけでカードとは同一の情報ではなく、アイテム記述部分などカードの情報を生かす箇所でも、カードに詳しく書いたことを原稿では省略することもありうる。また、校正の段階で原稿にないことを付け加えることもある。このような場合、

その史料群について真に典拠となる情報は三種類のものを総合した全体というほかなく、どれかひとつと言われれば、どれでもないということになってしまう。カードではなくコンピュータを利用した整理においても事情は同じである。これでは史料保存利用機関として情報（＝記述）をコントロールすることはできない。カード、原稿、完成した目録のいずれでもなく、かつ単一であることを保証された情報が、典拠として、またコントロールの対象として存在しなければならない。

さて、標準化された記録史料記述の典拠性・単一性を以上のように考えたとしても、これは記録史料記述が、史料保存利用機関の内部情報として管理され、公開されないものであることを意味するわけではない。記録史料記述それ自体も、公開される様々な検索手段のうちの一つであり、公開される情報の中では典拠性を持つ唯一のものと考えるべきである。

その公開の形態に制限はないが、WWWなどを利用したオンラインでの公開が現実的であろう。更新が容易であるし、検索の対象としても利便性がある。また、一般利用者が普通に読んで理解するには不向きなものであるため、印刷物にして多数配布するのは、あまり適さない。

ところで、先述したように〈印刷目録〉もオンラインで公開（publish）されることがある。そのような場合には、記録史料記述まで公開することはない、という理屈も成り立つ。これは、〈印刷目録〉と〈記録史料記述〉が同じものであるならばそのとおりである。しかし、前節で述べたように、これらは分離して考えるべきであり、従って、同じく検索手段として公開されはしても、〈印刷目録〉と〈記録史料記述〉では自ずとその意味合いが異なる。むしろ、どちらか一方の公開だけでよいと考えるならば、それは〈記録史料記述〉のほうが選ばれるべきであって、〈印刷目録〉は公開しない——はじめから作成しない——という選択肢さえ、機関によってはありうると考える。

記録史料記述を公開する意味は、やはり ISAD(G) のルーツに見出すことができる。欧米での記述標準化の歩みについては安藤氏⁵⁾によって概観されており、そのうちのアメリカとカナダに注目したい。

安藤氏がまず最初に触れているのは、アメリカのNUCMC（全米文書史料総合目録）とカナダのULMCR（カナダ文書館施設所蔵記録史料総合目録）である。これらはいずれも全国の史料保存施設からの報告を編纂するというもので、言わば一国規模での史料所在情報を集大成する事業である。氏によれば、北米二国ではこれらが後の記述標準化の流れに影響を与えたという。つまり標準化の起点である。これらに共通するのは、情報を共有財産化することへの指向であろう。我が国でこれらと一番近い事業は、国立史料館を中心に進められた全国の史料所在情報のデータベース化¹³⁻¹⁵⁾であろう。この仕事もやはりフォンドレベルの記述の標準化に影響を与えたはずである。

いずれの国にあっても、史料所在情報を集約し公開するという事業の意義は、利用者のための検索手段構築であることはもちろんであるが、それだけではなく、一国という大規模なレベルにおいて史料情報を蓄積し流通させる——共有の財産とする——という点にあると考える。ISAD(G)にもこのような意義は受け継がれているが、ISAD(G)の場合、もはや一国規模ではなく世界規模であることが前提とされている。従ってISAD(G)のいう情報の相互交換とは、記録史料記述を、人類共通の情報資源として、世界レベルで展開する蓄積と流通の場に載せてゆくことにはかならない。このような目的には、〈印刷目録〉ではなく、一般読者には少々不親切であっても、標準化された典拠情報こそが必要である。記録史料記述を公開することの主たる意義はこの点にあると考える。

ここでやや脇道にそれて、安藤氏の行った記述例⁵⁾について気になる点を述べておきたい。

岩手村佐藤家文書のフォンドレベル記述には、最初に文書群記号、文書群表題、年代、数量が掲げられ、その次に伝来が記述されている。この伝来の部分の記述として安藤氏は次のような説明を行っている。

文書群記号28Aの分は1953年ころ佐藤家より東京の古書店に売却されたものを同年に当館が購入。文書群記号57Aの分は1982年に当館が

行った佐藤家屋敷の現地調査の際に蔵から発見したものを、同年原蔵者から譲渡された。

この説明文に現れる「当館」とはどこのことだろうか。順を追ってこのフォンドレベル記述を末尾まで読んでいくと、検索手段の項目に『史料館収蔵史料目録』が掲げられており、これによって「当館」が国立史料館であることが一応判明はする。しかし、これはたまたまであって、検索手段の項目に常に所蔵機関名が現れるとは限らない。もしここに史料館の名がなければ、この記述からだけでは佐藤家文書の収蔵機関名は分からないことになる（ここに『史料館収蔵史料目録』とあるから、他の箇所でも史料館の名を出さなかったわけではないと思う）。

氏も述べているように、最初に読まれるのはフォンドレベルの記述である。そこに所蔵機関名が明示されていない理由は、おそらく、そのようなことは記述を読む以前に——すなわち記述の外部で——与えられ、既に自明であるという仮定がなされているからであろう。外部とは、たとえば記述が書籍の体裁をしているものとする、表紙、例言、奥付などである。これらに国立史料館の名が明示されてはじめて、記述本文の「当館」は意味を持つ。要するに安藤氏の書き方は、佐藤家文書の記述が何かの書籍の一部であることを前提としたものなのである*。

印刷刊行された検索手段について常識的に考えるならば、これはこれで何ら問題はない。しかし、標準化された記録史料記述であれば、外部の情報に依存してはじめて本体の記述が成り立つという書き方は許されない、と筆者は考える。記録史料記述はそれ自身のみで独り立ちし、つまり記述として自己完結し、その上で、史料情報を蓄積・流通させる国際的な場に載せられてゆくものであると考える。安藤氏の記述例で言えば、「当館」という言葉を「文部省史料館」あるいは「国立史料館」と書き換えれば済むことなく、記述の外部に存在する（と仮定された）情報を、記述本体に取り込むことが

* もっともこれは至極当然であって、先に引用した伝来の記述は『史料館収蔵史料総覧』¹⁶⁾に掲載されたものと全く同文である。

必要なのである。

より一般化して言えば、公開される記録史料記述には、狭い意味での記述本体とともに、その記述という〈情報〉についての情報（すなわちメタデータ）も一緒に組み込まれていなければならない。その文書群の所蔵機関名はもとより、その記述の責任者、公開の責任者、最終的に更新されたのはいつか、公開された場所や方法の履歴、等々である。

「準用」と断って提示された記述実験に、このような難癖をつけるのは何とも理不尽な振舞いではある。しかし、従来のような印刷目録の原稿を書くという感覚は、誰にも深く染み付いており、標準化された記録史料記述を書くためには、余程考え方を切り替えなければならないという教訓を無理にでも見出したいがため、失礼を承知で取りあげることにした。

さて、記録史料記述の標準化を現実のものとして推し進めていくためには、具体的にどのような方法が求められるであろうか。

ISAD(G)が発表されて以後、我が国でも記述標準化についての学問的な議論の蓄積は一定度なされており、記述実験も行われている。しかし、正直なところ、標準化への道はいまだ遠いというのが実情であろう。悲観的に過ぎるかもしれないが、我が国ではISAD(G)を受け入れるどころか、それ以前の段階、すなわち文書群の構造の再構成を目的とするという整理方法の普及でさえ、知識としてはともかく実際面においては（特に諸家文書の場合）、未だしの感がある。このような状態であれば、標準化を進めるための具体的な道具立てよりも、考え方の基本を普及させることこそが必要であろう。

しかし、ここではあえて具体的な道具立てを考えてみたい。といっても、いきなり何か特別な技を持ち出すわけではない。ここでもやはり問題の枠組みから考えたい。

先に掲げた図3において記録史料記述は真中に位置していたが、これは更に二つに分けることが実は可能である。ひとつは抽象的な概念としての〈情報〉、もうひとつは具体的なモノとしての形を持つ〈情報〉である。この二つをつなぐのは、整理者が行う“記録”という行為である。従って、前者は、

未だ形を成さないもの、後者は、当事者以外の人にも客観的に認識可能なものと捉えることができる。この後者の認識可能性は媒体の如何を問わない。紙の上に書かれた文字であってもよいし、紙にあげられた穴でもよいし、磁気媒体上のビット列でも構わない。決められた手順や方法で「読める」ものであれば何でもよい。「読める」ものを作ることが〈情報〉の“記録”なのである*。

注意すべきは、ISAD(G)が〈情報〉の記録法について述べているものではない、という事実である。各要素を記述する際の規則が定められ、記述例も豊富に掲げられてはいるが、〈情報〉を“記録”してゆくための具体的な方法が定められているわけではない。

ISAD(G)の2.1において、広い範囲から狭い範囲へという順序で記述することが定められている。ISAD(G)の中では“記録”の方法に影響を及ぼす唯一の規程であるが、これは論理的な構造にもとづいた記述順序を明示したものであり、記録法そのものの規程とは言い難い。

要するに、記述標準化を図るために必要なのは、“記録”の方法（約束事）を定めることである。その際の道具立てとして不可欠なのは、〈情報〉を“記録”するための「器」であろう。

たとえば記録史料記述用の汎用データシートなどはいずれ考え出されてもよいと思う。このシート（記述用紙）が満たすべき条件は、1)各記述単位の相互関係が明確に記述できること（つまり重層的な記述が可能なこと）、2)それだけで完結した記述となるように、メタデータなども含めて適切な項目が設定されていること、3)記述量の多寡に柔軟に対応できること、等であろう。このようなデータシートを国ごと（あるいは言語圏ごと）に用意することが、記録史料記述の標準化を実現するための必要条件であると考ええる。

データシートを例に出したが、このような「器」は別に紙の形をしていなければならないわけではなく、他の媒体でも——例えば電子的なデータ——であってもよい。アメリカで開発されたEAD^{17,18)}は、オンライン公開に適し

* なお、言うまでもないが、記録史料記述のこのような分割は、もはや手順を意味するものではなく、論理的な次元での「分解」である。

た検索手段を“記録 (= encode)”してゆくための方法であるが、それ以前に、記録史料記述という〈情報〉を盛るための「器」が定められたという点に、その本質（および意義）があると筆者は考える。SGMLの将来がどうなっていくか、筆者には分からない。しかし、やがて英語圏以外の国でもISAD(G)を受け入れるところは、独自のDTD*を制定する——もしくはそれに近い措置をとる——ことになるであろうと予想する。日本も決して例外ではないはずである。

筆者の理解不足から来る勘違いかもしれないが、おそらく本稿のような考えは、SGMLの思想（特に応用面での考え方）とは相容れない部分があるかもしれない。例えばSGMLを印刷出版へ応用する際には、当然のことながら、ドキュメント・インスタンスをそのまま原稿と見なして版下データに使用することが前提とされている。しかし本稿では、これまで述べてきたところから明らかなように、ドキュメント・インスタンス（＝記録史料記述）と出版物（＝印刷目録）とを切り離し、この間に二次的な著作行為（＝「編集」）という自動化不可能な手順が介在するという考えに立つ。このことは、記録史料記述というデータの直接的な応用範囲を狭め、かつ、記述をめぐる全過程——記述の生成、記録、WWWなどでの公開、印刷出版など、記述とその派生物を広い意味でコントロールする全過程——を、それだけ複雑なものにする。これではSGMLのような道具を持ち出す意味は、コンピュータ利用に適した検索手段の構築と、情報交換の便宜性**以外にはほとんどないと言えるかもしれない。

しかし、その二つがあれば充分とも言えるし、記述の標準化という問題を、道具であるSGMLの応用思想に無理やり合わせて考える必要もないであろう。

おわりに

本文でもくり返し述べたが、文書群の構造を再構成して記述することと、これを一般利用者に向けた表現として提示することは、別の行為に属すると本稿は見なす。

この考えは、実際の目録記述法をISAD(G)の直接的な効力の外に置いた

* これはSGMLのDTD（およびSGML宣言）でもXMLのDTDでもよい。

** 本当はこれがSGMLの本質的な効用である。

め、国際標準の受け入れに対する抵抗感があるいは和らげるかもしれない。

筆者自身は、この抵抗感の表明に直接出会った経験はないが、安藤氏⁵⁾が「海外で議論されている記録史料記述の理論と方法を日本に持ち込んで実験的な試みを行なうことについては、批判も予想される」と述べるように、慣習的な目録記述法に馴染んだ人たち(?)の中にはISAD(G)を受け入れ難く感じる向きもあるようである。

しかし、本稿の関心はあくまでも記述の標準化にある。〈印刷目録〉を書く際の固有の方法意識を意図的に分離しようとするのは、これが記録史料記述の標準化を真に実現することにつながると考えるからである。記述と印刷目録を分離するという考えは、そのための便法、いわば形式的トリックなのである。

ここで、本稿のはじめに述べた「ある仮定」について述べておきたい。

ISAD(G)が、記述およびその標準化の目的として掲げる中に、representationとしての正確さ、記述の首尾一貫性、情報交換の容易さ、等がある。記述の標準化にとっていずれも重要な理念である。

これらは相対的な概念、つまりは程度の問題と考えることができるものである。従って、実際の記述法を定めるにあたっては、正確さや首尾一貫性などあまり厳密に突き詰めずに、程々のところでとどめた上で、現実的な約束事を決めてゆくことは一応可能である。情報交換の便宜性も、それで充分に図ることができるという考え方もあるだろう。

しかし、本稿ではこの考えは採らない。上記の理念を最も厳格に解釈するという前提に立ったとき、どのように考えるべきか、というのが本稿の仮定なのである（ただし、これは仮定であるから、本稿はこの厳格な解釈の正邪当否そのものについては何ら述べるものではない*）。

さて、記録史料記述の標準化を本稿のように考えると、必然的に、目録の標準化に対する問題関心は副次的なものになる。実際、目録という成果物の

* 正直に言えば、厳格な解釈こそが最も適切な——と言って悪ければ、理想的な——解釈であると思う。

場合、標準化は理論的な考察だけで片付く問題ではない。紙への印刷という形態が多いため、費用など極めて現実的な諸条件がその体裁（たとえば頁数）に大きく影響するからである。また、史料そのものの性格が群ごとに千差万別であるため、読者にとって分かりやすい表現上の工夫も区々様々なものにならざるを得ない。4 節（p.20）で少し触れたように、史料保存利用機関によっては記録史料記述を正確に書いて WWW などで公開するだけにとどめ、印刷目録はあえて作らないという選択も「あり」なのである。

にもかかわらず、目録の標準化はこれからも大きな課題として追求されていくと考える。これが、記録史料記述の標準化と関連しつつも、それとは別領域の問題として広がっていくか否かは、分からない。筆者の予想を言えば、今後は——ではなく今後も——「記録史料記述」の標準化と「成果物としての目録」の標準化は、意図的な分離などされずに、一つのものとして、記述（＝検索手段構築）の方法論的な洗練が図られていくであろうと考える。

全史料協と記録史料情報管理論研究会が提出した「ISAD(G)の見直しに関する意見」⁶⁾も、おそらくは分離など念頭に置かない考え方に立脚していると思われる。1 節で指摘したが、「分かりやすさ」という判断基準が掲げられていることから、それは明らかである。筆者が感じた違和感の理由は、これまで述べ来ったところから理解してもらえと思う。

ただし、本稿はこのような方向に強いて異議を唱えようとするものではない。読者にとっての「分かりやすさ」を心懸けながら、なおかつ、標準化の利点を損なわないように検索手段を構築していくことは、困難ではあるが不可能ではない。そのためには、規則やその背後にある理念に対する深い理解にもとづいた、精密かつバランスのとれた方法意識が必要となるであろう。実際に記述を書くにあたっては、標準化の理念を逸脱しないような慎重さや技術的な手際のよさが求められるであろう。

しかし、数多くの整理者がそれぞれに記録史料記述を書いていくという状況の中で、標準化を維持していくためには、それだけにとどまらず、記述の位置付けについての何か論理的な仕掛けが必要であると筆者は考える。本稿が大それた表題を掲げたのもそのためである。

〔付論〕

作成年月日とレファレンスコードについて

ISAD(G)の定める諸要素のうち、作成年月日とレファレンスコードの二つについて述べておきたい。本稿のような考えに従うと、いずれも少々大胆な捉え方をしたほうがいいと感じるものである。

a. 作成年月日

ISAD(G)には年代に関する要素が二つ定められているが、ここで問題にするのは「記述単位に含まれる資料の作成年月日」(3.1.3)である。この要素の規則について、ISAD(G)は「記述単位に含まれる資料の年月日を、単一の年月日または連続した年月日のいずれかの、適切な方法で記す。」と説明し、いくつか記述例を掲げている。

これに対し、全史料協と記録史料情報管理論研究会の意見書⁶⁾は、写しの年月日も明示的に記述すべきとして、次のように述べる。

下位レベル、とくにアイテム・レベルの記述に際してしばしば感じられた問題であるが、資料がオリジナルでなく後年のコピーである場合、コピーの作成年月日と、資料文面上の年月日（またはオリジナルの作成年月日）の両方を、区別して記すことができるようにすべきである。

この考えにもとづいて意見書は次のような例を示している。

—1930年頃コピー（オリジナル1927年3月23日）

—コピー年月日不明（表記年代1900年—1919年）

写しの年月日を、記述の規則として明確に位置付けることは適切であると筆者も考える。掲げられている記述例も明快で分かりやすい。しかし、たとえば次のような史料が出てきたときには、どうしたらいいのだろうか。オリジナルの史料を後に写したものが更に後に写され、それがまた更に後に写さ

れ、また更に写され……、という結果生み出された史料（アイテム）の場合である。オリジナルの作成年月日のほかには、最後に写しが作られた年月日を記述すればよいのだろうか。それとも、最初の写しと最後の写しの二箇所の時点を押さえておけばよいのだろうか（上述の意見書では、写しの年月日情報は一つと考えられている）。

筆者の考えでは、写しの作成という年月日情報がいくつあったとしても、その史料の成立の事情を説明する上で必要ならば、それらをすべて記述するのが正しい判断だと思う。これは決して極論ではない。

一般的に言って、文書や記録はあるプロセスを経て作成されるものである。つまり、史料の成立は時間的な幅を持つ概念であり*、この幅の中で史料は生成され、最終的な形に「仕上がって」いく。この過程は、「その史料が～されたとき、～されたとき」などという複数の時点によって分節化されるが、重要なことは、その中にあって記述に値する時点（あるいは時間的幅）も、また複数存在するという事実である。

印刷目録の原稿を書く場合には、版面のバランスや頁数などを気にして、史料の込み入った作成年月日情報などは適宜省略されることも間々ある。しかし、標準化された記録史料記述を書くのであれば、話は別である。その史料の成り立ち（＝context）について、正確かつ明確な説明を与えるという基準に照らして必要であると判断されたものは、それがいくつであろうと記述すべきである。

史料成立の事情を明確に説明するために、どのような作成年月日情報が必要であるかは、一概には言えない。たとえば、その史料の中心的内容部分がかかれた時点、写しであれば写された時点、形状に大きな変更が加えられ現在の形にされた時点、文書として完結した時点、効力や権利の発生消滅の時点、等を思いつくことができるが、史料ごとに個別の事情があり、これで尽くせるものではない。

つまり、史料の作成に関わる年月日情報は、あらかじめその数をいくつと

* 中にはこの時間の幅がない場合もある。

決めておけるものではない。いくつ必要かと強いて言われれば、無限個と答えるほかないものである*。

このような作成年日記述の考え方に対して、これは〈正確さ〉と〈詳細さ〉を混同した議論だという批判が、あるいは寄せられるかもしれない。

確かにこの二つは同じものではない。たとえば、フォンド全体の記述の場合、史料1点ごとのリストを省略しても（つまり詳細でなくとも）、正確な記述というものはありうる。またアイテムレベルで言えば、史料の内容について詳細な説明をしなくても、その史料についての十分に正確な記述を書くことは可能である。

しかし、その史料がどのようにして成立したかといった情報を記述する場合、正確に書くことと詳細に書くことに区別はないと考える。本論の「おわりに」で述べたように、正確さは相対的な概念であり、記述は「より正確であること」を目指して修正更新されていくものである。明らかに不適切な記述をしない限り、より正確に史料の成立事情を説明することは、より詳細な記述をつくることに等しい。一般化して言えば、史料のcontextに関する情報や、記載内容以外でその史料を特定するための情報では、〈正確さ〉の程度と〈詳細さ〉の程度は一致するのである（これに対して史料の内容に関する情報では、必ずしもそうではない）。

さて、作成年月日をこのように考えると、その記述形式は、たとえば

年月日情報 + その年月日が持つ意味の説明 + 補足説明 + その他の注記

という小さな単位をいくつか並べた形になると考える。実例は掲げないが、少なくともこれに近い形式で史料の作成年月日情報は記述可能である。もちろんISAD(G)は具体的な記述形式まで細かく定めるものではないので、この形式に汎用性があるとしても、これが標準化規則そのものに直接の影響を

* メタキャラクタのアステリスク（*）を想像すれば、ここで言う“無限個”の意味は理解してもらえらるだろう。

与えることはないであろう。しかし記録史料記述を“記録”するための具体的な方法を開発するにあたっては、記述形式を踏まえた細則が必要になるはずである。

b. レファレンスコード

レファレンスコードをどのように考えるべきかは、筆者にとって分かりにくい問題である。

ここではやはり既に公表された安藤氏の記述実験⁵⁾を検討したい。氏は記述例の提示に先立って、ISAD(G)と佐藤家文書の記述要素の対応関係を表*にしてまとめている。この表によると、レファレンスコードに対応付けられる具体的な記述要素は、文書群記号と史料番号である。これらの記述が属するレベルは、前者がフォンド、後者がアイテムであり、その中間に位置するサブフォンド、シリーズ、サブシリーズ、サブサブシリーズにおいては、レファレンスコードに対応する要素は「記述不能又は不要」とされ、表中では“—”が記されている。

しかし、実際の記述例を見ると、すべてのレベルの記述単位でレファレンスコード(3.1.1)が記述されている。これは安藤氏の考えが何か途中で変わったのだろうか(補注)。ちなみに青山氏と森本氏の記述例でも、すべてのレベルでレファレンスコードに対応する要素が記述されている。おそらくこれはISAD(G)が情報交換に不可欠な要素としてレファレンスコードを真っ先に掲げているためであろう。

レファレンスコードについて、ISAD(G)は次のようにその目的を定めている。

目的：記録史料の所在を特定し、記録史料とそれについての記述とを結びつけること。

ここではその意義を「結びつける(link)」という言葉で表現しているが、

* 安藤氏の著書(参考文献5)ではp.204, 図10。

レファレンスコードそのものは記述の側に属するものであるから、結局、レファレンスコードとは史料（あるいはその集合）そのもの——archival material——を指し示す働きを持つことになる。

このように考えると、安藤氏が要素対応表の中でサブフォンド、シリーズ、サブシリーズ、サブサブシリーズのレファレンスコードを記述不能としているのは、もっともなことであると理解できる。というのも、岩手村佐藤家文書に限らず、日本の大部分の諸家文書においては、サブフォンドやシリーズやサブシリーズなどのレベルにある記述単位は分析的かつ仮説的概念としてのまとまりであって、そこには指し示されるべき対象としての——また管理客体としての——物質的実体性は認められないからである。このような実体性を無条件で持つのは、フォンドとアイテム（場合によってはファイル）のみである。

にもかかわらず、あらゆるレベルの記述単位にレファレンスコードを付けなければならないとしたら（事実、三氏ともそうしている）、それが持つ一般的な意味は、史料そのものを指し示すことではなく、記述単位を特定することにあると考えるほかない。

たとえば、安藤氏は、シリーズ「土地関係事務文書」において、“28 A・57 A／1／b”というレファレンスコードを記述している。この英数字文字列が意味するものは、この記述単位が、28 A・57 A「佐藤家文書」の1「岩手村組合村文書（近世大肝煎文書）」のb「土地関係事務文書」だということであって、これによって物理的な概念としての史料のまとまりが指し示されているわけではない。また、アイテム・レベルのレファレンスコードをこの方法で付けると（氏の記述例のごとく）、文書群記号と史料番号の間に中間レベルを意味するいくつかの記号が挟まれることになるが、史料そのものを指し示す働きを持つ記号であるならば、“文書群記号（28 A・57 A）の何番”とあればそれで充分なはずであろう。

安藤氏が記述したような文字列——フォンドからその記述単位に至るまでの中間レベル記号をすべて含む文字列——は、アイテム・レベルの場合には史料そのものを指し示しもするが、より一般的にその働きを考えるならば、フォンド全体の中でその記述単位の位置を特定し、これを他と区別するための固有の記号と捉えるべきものである。

様々な記述単位で構成される記録史料記述は全世界で膨大につくられ、相

互交換という公共の場で流通する——場合によっては共有される——ものである。日本の諸家文書の常識に立てば、フォンドレベルが最も基本的な管理単位であり、記述はフォンドレベル（もしくはそれより上のメタレベル）でまとまっているのが普通だと理解されているはずである。

しかし、『マドリッド原則』の序文P.8は、フォンドを物理的な概念とは見なし得ない場合があることも指摘しており、従って、史料によってはフォンド以外のレベルが、管理の——さらには記述コントロールの——実質的な単位とされることもありうる*、と考えなければならない。つまり、情報の相互交換という世界的な場には、限らない数の様々なレベルの記述単位が流通するという状況を想定すべきであり、そしてそれらの記述単位すべてにレファレンスコードという符号が付けられることになるのである。

要するに、レファレンスコードの意味は、世界的規模で存在する無数の記述単位の中から任意の記述単位——フォンドやアイテムに限らず——を特定し、識別するための符号として働くところにあり、その記述単位の対象が管理客体として物質的な実体性を持つ場合にのみ、レファレンスコードは記述単位だけでなく史料そのもの（の所在）を指し示す記号にもなる、と考えることができる。すべての記述単位にレファレンスコードを付けるという前提に立つ限り、ISAD(G)の規程はこのように解釈替えされなければならない。

以上の考えに妥当性があるならば、フォンドからアイテムに至るまで、我が国において書かれるあらゆる記述単位のレファレンスコードは、すべて“JP”から始まらなければならないはずである。これは果たして暴論珍説だろうか。

補注 後で気づいたのだが、安藤氏が、レファレンスコードに対応するサブフォンド等を「記述不能」として要素対応表の当該箇所に“—”を書いたのは、記述本体においてこれらが「記述不能」というのではなく、この表を作成する

* 安藤氏がかつて欧米における公文書整理理論を紹介した仕事¹⁰⁾では、シリーズを中心的コントロールレベルとする考え方が示されている。

にあたってここに入れる適切な名称がない、という意味での「記述不能」ではないか、という気がしてきた。もしこれが正しいとすれば、本文は途中を書き直さなければならないが、結論そのものには変わりはない。

参考文献

- 1) 青山英幸解説・森本祥子訳「国際標準記録史料記述：一般原則」、記録と史料、No.6 (1995.9)
- 2) 青山英幸「国際標準記録史料記述等による箱館奉行文書目録作成の実験について」、北海道立文書館研究紀要、12号 (1997.3)
- 3) 森本祥子「国際標準記録史料記述（一般原則）適用の試み—諸家文書の場合—」、史料館研究紀要、28号 (1997.3)
- 4) 森本祥子「『国際標準記録史料記述（一般原則）』適用の試み—行政文書の場合—」、史料館研究紀要、29号 (1998.2)
- 5) 安藤正人「記録史料の編成と目録記述」、『記録史科学と現代—アーカイブズの科学をめざして—』第4章（吉川弘文館、1998.6）
- 6) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会・記録史料情報管理論研究会「『国際標準記録史料記述：一般原則』ISAD(G)の見直しに関する意見」、第24回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会資料「地域史料の充実をめざして—史料の保存と記録の創造—」(1998.11)
- 7) 安藤正人「記録史科学の課題」、『記録史科学と現代—アーカイブズの科学をめざして—』第1章（吉川弘文館、1998.6）
- 8) 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会編『諸家文書の収集と整理（地域文書館の設立に向けて3）』（埼玉県地域史料保存活用連絡協議会、1992.3）
- 9) 安藤正人「記録史料調査論」、『記録史科学と現代—アーカイブズの科学をめざして—』第3章第1節（吉川弘文館、1998.6）
- 10) 安藤正人「欧米における史料整理と検索手段作成の理論と技法」、大藤 修・安藤正人『史料保存と文書館学』5章（吉川弘文館、1986.9）
- 11) Hugo L.P. Stibbe, "The International Council on Archives(ICA) Standards for Archival Description", *EAST ASIAN ARCHIVES*, No.3 (October 1997) pp. 9-

- 33.
- 12) 安藤正人「記録史料群の構造的認識—越後国岩手村佐藤家文書を事例に一」,『記録史科学と現代—アーカイブズの科学をめざして—』第2章（吉川弘文館, 1998.6）
- 13) 安澤秀一（研究代表者）『近世・近代史料所在情報の収集及びその体系化に関する基礎的研究（1985-1987年度科学研究費補助金総合研究（A）研究成果報告書）』（1998.3）
- 14) 安澤秀一（研究代表者）『史料所在情報の蓄積検索システムに関する研究（1988-1989年度科学研究費補助金総合研究（A）研究成果報告書）』（1990.3）
- 15) 森 安彦（研究代表者）『史料所在情報の集約とその解析的研究（1993年度科学研究費補助金一般研究（A）研究成果報告書）』（1994.3）
- 16) 国文学研究資料館史料館『史料館収蔵史料総覧』（名著出版, 1996.3）
- 17) URL: <http://www.loc.gov/ead/ead.html>（1999.1 現在）
- 18) 安藤正人「Encoded Archival Description（EAD）—記録史料目録情報の電子化：PROの試み—」,『記録史料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究：研究レポート』, No.2（国文学研究資料館史料館, 1998.3）

（ながさわ ひろし 研究員）